

共済貯金払戻・解約請求書

和歌山県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

所属所名	所属所番号	組合員証番号

フリガナ	届出印	生年月日
氏名		年 月 日

請求項目	
1	払戻請求



払戻金額									
						0	0	0	円

【担当者記入欄】

請求項目	⇒ ()月に解約するため 解約月の給与天引きは行いません。
2 解約請求	

- (注) 1 請求項目欄のいずれかの該当番号を○で囲む。
 2 マル優該当者が解約の場合は、「非課税貯蓄廃止申告書」を同時に提出。
 3 送金先は、共済組合登録振込指定口座となります。
 4 払戻日(送金日)は月2回とし、前月末日までに受付けた請求書については翌月の15日、15日までに受付けた請求書についてはその月の末日(12月は28日とする。)となります。
 5 払戻請求可能額は、払戻月の前月末残高以内となります。
 6 解約日(送金日)は月1回とし、その月の15日までに受付した請求書についてはその月の末日(12月は28日とする。)となります。
 7 各送金日が土・日曜日、祝祭日の場合はその前日となります。
 8 解約月は、定時積立・臨時積立はできません。

システム入力

所属所受付印

共済貯金払戻・解約請求書

和歌山県市町村職員共済組合理事長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

所属所名	所属所番号	組合員証番号
〇〇市	〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇

フリガナ	届出印	生年月日
氏名 〇〇 〇〇	印	〇〇年〇〇月〇〇日

請求項目	
1	払戻請求



払戻金額					

必ず解約月を記入し、その月は給与天引きを行わないでください。

【担当者記入欄】

請求項目	
②	解約請求



(〇)月に解約するため
解約月の給与天引きは行いません。

退職に伴い解約手続きをする場合は、退職日の属する月の提出締切日までに解約請求書を共済組合に提出してください。

- (注)
- 1 請求項目欄のいずれかの該当する項目を記入してください。
 - 2 マル優該当者が解約の場合、退職日の属する月の提出締切日までに提出してください。
 - 3 送金先は、共済組合登録振込口座にしてください。
 - 4 払戻日(送金日)は月2回とし、毎月15日(15日未満の場合は前月末日、15日以上の場合は翌月の15日、15日までに受付けた請求書についてはその月の末日(12月は28日とする。)となります。
 - 5 払戻請求可能額は、払戻月の前月末残高以内となります。
 - 6 解約日(送金日)は月1回とし、その月の15日までに受付した請求書についてはその月の末日(12月は28日とする。)となります。
 - 7 各送金日が土・日曜日、祝祭日の場合はその前日となります。
 - 8 解約月は、定時積立・臨時積立はできません。

システム入力

所属所受付印